



# 第2次小城市男女共同参画プラン さくらプラン

ダイジェスト版

男女がともに認めあい、支えあい、  
希望あふれる小城市をめざして

## プラン策定の趣旨

小城市では、平成 19 年（2007 年）3 月に、「小城市男女共同参画プラン さくらプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施してきました。少しずつその成果が上がり始めていることが見受けられます。しかし、ライフスタイルや世帯構造の変化などにより、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、固定的性別役割分担意識や様々な社会制度・慣行は依然として根強く残っており、男女共同参画や女性の活躍が進まない一因となっています。

このような状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた更なる取り組みを推進するためにこのプランを策定しました。

## プランの名称

桜（さくら）は小城市の木、花として制定され市民に親しまれており、小城市の男女共同参画が、淡いピンク色の花から、複数の美しい実をつける実桜（さくらんぼ）のように実りある計画となるようにとの願いを込め「さくらプラン」と名付けています。

平成 29 年 3 月



## プランの位置付け

このプランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」で、今後、小城市が取り組むべき施策の方向を示し、男女共同参画の推進に関する具体的施策（基本事業）の実施計画としての役割を果たすものです。

### 男女共同参画基本法

#### （第 14 条 第 3 項）

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

プランの「基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に定める「市町村推進計画」と位置付けます。

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

#### （第 6 条 第 2 項）

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

プランの「基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に定める「市町村基本計画」と位置付けます。

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

#### （第 2 条の 3 第 3 項）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

## プランの期間

平成 29 年度（2017 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 5 年間とします。

## 目 標

# ～男女がともに認めあい、支えあい、 希望あふれる小城市をめざして～

性別にかかわらず誰もがその能力を発揮し、個性に応じた生き方ができるようお互いの立場を理解し、認め合い、支えあう地域社会づくりが求められています。そのためには、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を自覚し、家庭・地域・学校・職場など、あらゆる場面でコミュニケーションを図りながら、互いが協働して男女共同参画社会の実現に取り組むことが必要です。

第2次小城市男女共同参画プランは、男女共同参画社会の実現に向け、市民の誰もが人権と男女共同参画についての理解を深めることができるよう前プランの考え方を踏襲し「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市」を目標とします。

### 基本目標Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

### 基本目標Ⅱ

男女が共に参画する社会づくり

### 基本目標Ⅲ

仕事と生活の調和が実現できる環境づくり

「小城市女性の活躍推進計画」

### 基本目標Ⅳ

誰もが安心して暮らせる社会づくり

### 基本目標Ⅴ

配偶者等に対する暴力のない社会づくり

「小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」

施策の方向	基本事業
-------	------

**(1) 男女平等の意識啓発**

- ① 男女平等意識に関する情報発信・啓発
- ② 男女共同参画推進団体等との連携・協働による啓発

**(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進**

- ① 幼少期からの発達段階に応じた教育における男女平等意識の醸成
- ② 生涯学習における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するには、男女がお互いの人権を尊重し、価値観やライフスタイルを理解し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できることが必要となります。家庭や地域などあらゆる場面において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識を持つことなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動を行います。また、学校教育・社会教育を通じて、男女共同参画の意識づくりを進めます。

### 目指すべき目標

**【成果目標】**

指 標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方」（性別固定役割分担意識）に反対する市民の割合（反対＋どちらかといえば反対） ※総合計画アンケートより	57.6%	65.0%
地域や社会活動の場において男女が平等であると感じている市民の割合	38.8%	50.0%
家庭生活の場において男女が平等であると感じている市民の割合	31.3%	35.0%
「性別に関わりなく、生まれ持った個性・才能を可能な限り活かして育てた方がよい」と考える市民の割合（賛成のみ）	61.4%	70.0%



**施策の方向**    **基本事業**
**(1) 家庭や地域における男女共同参画の推進**

- ① 家庭における男女共同参画の促進
- ② 地域における男女共同参画の促進
- ③ 地域防災における男女共同参画の推進

**(2) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進**

- ① 女性人材の育成と活用

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の誰もが共通の理解と認識を深め、円滑なコミュニケーションを図れるように、市民主体の取り組みに対する支援を行い、地域活動における男女共同参画の促進を図ります。また、市の政策や方針決定過程への女性の参画推進などの取り組みを積極的に行い、あらゆる分野における女性リーダーの育成や登用をさらに推進し、男女が共に参画する社会づくりを進めます。

**目指すべき目標**
**【成果目標】**

指 標	現状値 平成27年度	目標値 平成33年度
男性で一日（平日）の家事関連時間が「全くしていない」、「30分未満」と回答した市民の割合	45.7%	40.0%
市内行政区における女性区長の割合	1.1%	5.0%
防災会議における女性の割合	8.0%	30.0%
審議会等委員の女性の参画率	31.1%	35.0%



## 「小城市女性の活躍推進計画」

## 施策の方向 基本事業

- (1) 女性の活躍推進と男性の意識改革
- ① 女性の活躍推進のための環境の整備
  - ② 男性の意識改革
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進
- ① ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発
- (3) 働く場における男女共同参画の推進
- ① 男女がともに働きやすい環境づくり
  - ② 市役所における男女共同参画の推進

男女が仕事上の責任を果たしながら、人生の各段階に応じ、多様な選択ができるように仕事と生活を調和させることは、多様性に富んだ活力ある社会を構築するために重要な課題です。

今後、社会全体で子育てを支援する環境づくりや、高齢者等が安心して暮らし続けられるよう介護支援策の充実を図り、仕事と育児・介護の両立ができる環境づくりを行います。

また、女性が十分に能力を発揮して職業生活において活躍できるよう、事業者に雇用形態や労働条件の整備を促進するための情報提供を進めます。

## 目指すべき目標

## 【成果目標】

指 標	現状値 平成27年度	目標値 平成33年度
安心して子育てができるまちと思う市民の割合 (思う+どちらかといえば思う) ※総合計画アンケートより	78.7%	84.2%
市職員の管理職における女性登用率	11.9%	30.0%
ワーク・ライフ・バランスについて言葉や内容まで知っている市民の割合	19.2%	35.0%

施策の方向 基本事業

- (1) 生涯を通じた心と身体の健康づくりの推進
  - ① 生涯を通じた心と身体の健康づくりの支援
- (2) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり
  - ① 支援を必要とする家庭等が安心して暮らせる環境の整備
- (3) ハラスメント等の防止
  - ① ハラスメントと性暴力被害の防止

男女が互いにそれぞれの性の特性を理解した上で、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、様々な場面に応じた健康支援に取り組み、心身の健康の保持増進を図ります。

ひとり親家庭や貧困、高齢、障がい等により困難を抱えている人々への支援を行い、生活の自立と安定を促進します。

また、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの防止に向けた広報・啓発に取り組み、誰もが安心して暮らせる社会づくりを進めます。

目指すべき目標

【成果目標】

指 標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
セクシュアル・ハラスメントについて言葉や内容まで知っている市民の割合	78.1%	85.0%



## 「小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」

## 施策の方向 基本事業

- (1) DVを許さない意識づくりの推進
- ① DV防止に向けた意識啓発
- (2) 安心して相談できる体制の整備と被害者支援の充実
- ① DV被害者支援にかかわる相談体制の強化
  - ② 二次被害を起こさないための相談支援体制の確立
  - ③ DV被害者の安全確保のための支援体制の整備
  - ④ DV被害者の自立に向けた支援の充実
- (3) 関係機関の連携・協力
- ① あらゆる暴力の早期発見と防止対策
  - ② 関係機関、団体等との連携の推進

配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても決して許されるものではありません。DVが身近にある重大な犯罪であることを認識する中で、「暴力を許さない社会の実現」を目指し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みとともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援を関係機関と連携しながら総合的に進めます。

## 目指すべき目標

## 【成果目標】

指 標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
DVについて言葉や内容まで知っている市民の割合	74.7%	85.0%
DV被害を受けた際に「我慢した」、「相談しようとは思わなかった」と回答した市民の割合	65.5%	60.0%

## 第2次小城市男女共同参画プラン「さくらプラン」ダイジェスト版

発行 小城市 総務部 企画政策課

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

TEL : 0952-37-6115 FAX : 0952-37-6163 E-mail : kikaku@city.ogi.lg.jp